

# 飼育動物診療施設開設届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

獣医療法第3条の規定により飼育動物診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 開設者の氏名及び住所並びに開設者が獣医師である場合にあつてはその旨  
(開設者が法人である場合にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日  
年 月 日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図  
別紙のとおり
- 6 放射線照射装置等の有無 (有りの場合は、別紙に詳細を記載のこと)
- 7 管理者の氏名及び住所(開設者が獣医師であつて診療施設を管理しているときはその旨)
- 8 診療の業務を行う獣医師の氏名、獣医師免許証番号及び免許取得年月日  
(エックス線装置を備えた診療施設にあつては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名  
及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。)
- 9 診療の業務の種類 (産業動物、小動物、その他の別を記載)
- 10 開設者が法人である場合にあつては、定款又は寄付行為  
別紙のとおり
- 11 その他  
電話番号 :